

**神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託
に係る公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告**

神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）を次のとおり実施するので公告する。

令和3年7月13日

社会福祉法人^{恩賜}済生会 神栖済生会病院 院長 中村 慶春

1 業務概要

- (1) 名 称 神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和4年5月31日(火)まで
- (3) 業務内容 基本設計業務（新棟建設、既存棟の一部改修、その他外構等）
※詳細は「神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託特記仕様書」参照
- (4) 委託費 金48,600,000円以下（消費税及び地方消費税を含む。）

2 計画施設

- (1) 施設名称 神栖済生会病院
- (2) 敷地の場所 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号
- (3) 敷地面積 18,087.57㎡

3 整備概要

新棟を整備するとともに、既存棟の一部改修、外構工事等を行う。

名 称	構造・階数	延床面積（㎡）
新棟（増築ファーストステップ）	RC造・地上3階程度	7,500㎡以下
既存棟（一部改修）	RC造・地下1階地上4階	※既存棟全体 11,182.69㎡
その他	外構等	

※ 詳細については、「神栖済生会新病院整備基本計画」等を参照。

4 担当部局（窓口）

神栖済生会病院 事務部 再編統合推進室

住 所 〒314-0112 茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号

電 話 番 号 0299-97-2111

F A X 0299-97-2134

メールアドレス project.planning@kamisusaisei.jp

5 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 当該業務を誠実に履行する能力を有する者。
- (2) 茨城県又は神栖市の入札参加資格を有すること。
- (3) 茨城県又は神栖市から指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、茨城県又は神栖市が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 次の各号の一に該当する事実があった後、2年以上経過している者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - ③ 交渉権者が契約を結ぶこと又は履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員及び職員が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - ⑦ 前各号に類する行為を行った者
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定された者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者でないこと。破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと、又は旧破産法（大正11年法律第71号）に基づき破産の申立をなし若しくは申立がなされている者でないこと。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (9) 病院（医療法第1条の5第1項に規定する「病院」）のうち、許可病床数が一般病床200床以上の病院の新築、改築又は増築（改築及び増築の場合は、当該対象範囲に病床100床を含む、又は工事対象面積が8,000㎡以上であること）の基本設計を含む設計業務について、平成23年4月1日以降に完了した病院の設計業務の受託実績（元請に限る）を3件以上有する者であること。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの業務（建築及び建築設備設計を含む）をいう。
- (10) 日本医療福祉建築協会の会員業者であること。
- (11) 一級建築士（設備一級、構造一級を含む）が15名以上在職していること。

6 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
- (2) 意匠主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
- (3) 構造主任技術者は建築士法第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士とすること。
- (4) 電気設備主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する設備設計一級建築士、または同法第2条第5項に規定する建築設備士とすること。
- (5) 機械設備主任技術者は建築士法第2条第2項に規定する設備設計一級建築士、または同法第2条第5項に規定する建築設備士とすること。
- (6) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各1名とし、兼ねることはできないものとする。
- (7) 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、病院（病床数、時期は問わない）の設計業務に携わり履行した実績を1件以上有すること。

- (8) 管理技術者及び主任技術者は、日本医業経営コンサルタント協会の認定コンサルタントを保持していることが望ましい。

7 業務受託者特定までの流れ

- (1) 上記5、6の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。
- (3) 要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された事務所・担当者の業務実績等の内容により一次審査通過者5者程度を選定する。
- (4) 二次審査にて、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）を実施する。設計業務受託見積金額とヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。
- (5) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。

8 審査スケジュール

年月日	実施内容
令和3年7月13日（火）	プロポーザル公告
令和3年7月21日（水）	質疑受付締切
令和3年7月26日（月）	質疑回答
令和3年7月29日（木）	参加表明書受付締切
令和3年8月3日（火）	一次審査、一次審査結果の通知、技術提案の要請
令和3年8月7日（土）	現地確認会（希望者）
令和3年8月11日（水）	技術提案書作成にかかる質疑締切
令和3年8月18日（水）	技術提案書作成にかかる質疑回答
令和3年9月13日（月）	技術提案書受付締切
令和3年9月21日（火）	二次審査（ヒアリング等）
令和3年9月下旬	二次審査結果の通知

※スケジュールに変更があった場合は、参加者へ別途通知する。

9 手続等に関する事項

(1) 資料の配付

① 配付資料（一次審査用）

- ・神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託特記仕様書
- ・評価項目一覧表（一次審査用）
- ・プロポーザル様式集（一次審査：様式1～様式5-4、様式6）
- ・神栖済生会病院と鹿島労災病院の再編統合に伴う新病院等整備のための基本構想
- ・神栖済生会新病院整備基本計画

② 配付場所（一次審査用）

上記4担当部局（窓口）における配付又は郵送による。

※ 窓口での配付を希望する場合は、事前に連絡し日程調整の上来院してください。

※ 郵送を希望する場合は、事前に連絡の上、返信用封筒（390円分の切手を貼り付けること）又はレターパック（受取人欄を記入すること）をお送りください。

③ 配付期間（一次審査用）

令和3年7月13日(火)から令和3年7月26日(月)まで

※土・日・祝日を除く午前10時から午後4時まで。但し、7月26日(月)は正午まで。

④ 配付資料（二次審査用）

- ・技術提案書作成要領
- ・現地確認会参加申込書（様式7）
- ・参加辞退届（様式8）
- ・プロポーザル様式集（二次審査用：様式9、様式10-1～10-6）
- ・技術提案書作成に係る質問書（様式11）
- ・既存病院の図面

※ 配付資料（二次審査用）は、一次審査通過者に審査結果通知書とともに送付する。

(2) 質疑の受付及び回答

- ① 受付期限 令和3年7月21日(水)正午まで
- ② 受付場所 上記4担当部局（窓口）
- ③ 提出書類 質問書（様式6）
- ④ 提出方法 電子メールによる（要到着確認）。なお、電話での質問には応じない。
※ 質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 回答方法 令和3年7月26日(月)に配付資料（一次審査用）の受領者にメールで回答を送付する。

(3) 参加表明書の受付

- ① 受付期間 令和3年7月20日(火)から令和3年7月29日(木)まで
※土・日・祝日を除く午前10時から午後5時まで
但し、最終日の7月29日(木)は正午まで
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所 上記4担当部局（窓口）
- ③ 提出書類 参加表明書（様式1）、様式2から様式5-4及び必要添付書類
- ④ 提出部数 各1部
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
※ 持参の場合は、事前に連絡した上で来院してください。
※ 最終日の受付時間内までに必着のこと。

(4) 一次審査結果の通知及び技術提案書提出の要請

参加者には、二次審査参加者に選定されたか否かを、令和3年8月3日付でメール及び郵送にて通知する。その際、二次審査参加者に選定された者には、技術提案要請書をあわせて送付する。審査結果について異議は認めない。

(5) 技術提案書作成に関する質問書の受付及び回答

- ① 受付期間 令和3年8月11日(水)午後4時まで
- ② 受付場所 上記4担当部局（窓口）
- ③ 提出書類 技術提案書作成に関する質問書（様式11）
- ④ 提出方法 電子メールによる（要到着確認）。なお、電話での質問には応じない。
※ 質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 回答方法 令和3年8月18日(水)までに二次審査参加者にメールで回答を送付する。

(6) 技術提案書の受付

- ① 受付期間 令和3年9月1日(水)から令和3年9月13日(月)まで

- ※ 土・日・祝日を除く午前10時から午後4時まで
- ② 受付場所 上記4担当部局（窓口）
 - ③ 提出書類 技術提案要請書の写し、技術提案書（様式9）、特定テーマに対する提案書（様式10-1～様式10-6）、価格提案書（見積書：任意様式）
 - ④ 提出部数 原本1部、写し12部
また、電子データを保存したCDを1枚提出すること。
※提出された技術提案書は、返却しない。
 - ⑤ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
※ 持参の場合は、事前に連絡した上で来院してください。
※ 最終日の受付時間内までに必着のこと。

10 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、二段階審査方式で実施する。

① 一次審査

提出された事務所・担当者の業務実績等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果は文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。

② 二次審査

一次審査通過者に対し、ヒアリングを行い、価格提案書（見積書）、技術提案書内容及びヒアリング結果等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

③ ヒアリング等

ア) 対象 一次審査通過者

イ) 実施日 令和3年9月21日(火) 午後（予定）

ウ) 出席者 配置予定管理技術者及び意匠主任技術者を含む5名以内

エ) ヒアリング等の方法

ヒアリング等の詳細については、一次審査通過者に通知する。

④ 結果通知等

二次審査参加者に、最優秀者及び優秀者の名称を令和3年9月30日(木)までにメール及び郵送にて通知する。なお、審査結果について異議は認めない

また、当院のホームページで、最優秀者及び優秀者の名称等を公表する。

11 業務の契約

(1) 発注者は選定委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。

(2) 契約は、契約書を作成する。

12 整備手法

整備手法については、基本設計段階で、従来方式、ECI方式、DB方式等を検討し、決定する。

13 その他の事項

詳細は、「神栖済生会病院増築整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」による。